平成２８年（フ）第１２号
大津市萱野浦２番27号　ガイア萱野浦701号
破産者　鎌田　　弘
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
京都府福知山市和久市町334番地　コンフォール305号室、住民票上の住所京都府綾部市位田町田岸98番地
破産者　ハーバルライフサロンＫａｏｎこと
村上　　香
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
京都府福知山市夜久野町今西中1018－２、住民票上の住所京都府福知山市厚中町221番地506号
破産者　**若**林　健三
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目18番19号
破産者　中西　　登
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４８号
兵庫県芦屋市打出町２番３－203号
破産者　髙落　耕平
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５２号
兵庫県芦屋市春日町14番12－206号
破産者　河野　通孝
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５４号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番６－509号、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目３番地　ハイム武庫川東リヴィエール806号
破産者　寺阪　公彦
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６２号
兵庫県西宮市神呪町14番８－302号
破産者　浅香　俊樹
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
奈良市三条川西町２番１－302号
破産者　山地　　明
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４９号
広島県福山市多治米町２丁目７番８－12号Ａ102、旧住所広島県福山市川口町４丁目15番16号グランドール川口Ｄ101
破産者　宮地　米春
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７１号
香川県高松市香西北町591番地１　レオネクスト神在207号
破産者　松村　武志
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０２号
高知市桟橋通６丁目２番33号　山本ハイツ４Ａ
破産者　豊田　宗子
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３９号
住民票上の住所　北九州市八幡西区沖田１丁目１番４号
破産者　佐々木　愛
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４３号
北九州市小倉南区葛原本町５丁目12番19号
破産者　田之上　稔
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４９号
福岡県中間市岩瀬西町４番３号エステートヴィラ21　201号（開始決定時の住所　福岡県中間市中間３丁目20番11号）
破産者　尾崎　光香
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４号
佐賀市新栄東４丁目７番413号、前住所佐賀市巨勢町大字牛島319番地16
破産者　俣野　　豊
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
佐賀市大和町大字久池井495番地１　ドミールⅡ101号室、前住所佐賀市開成５丁目３番16－505号
破産者　宮副　貴文
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
佐賀市大和町大字久池井495番地１　ドミールⅡ101号室、前住所佐賀市開成５丁目３番16－505号
破産者　宮副　輝美
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係